

河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）コメント  
（令和4年度概算要求、税制改正要望）

令和3年8月31日

内閣府では、現行の沖縄振興特別措置法等が来年3月末に期限を迎えることを踏まえ、令和4年度以降の新たな沖縄振興策について、先般、「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」（内閣府案）を取りまとめました。この基本方向では、沖縄振興のための特別措置などを規定する法的措置を講じ、沖縄振興策を推進することとしており、今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、鋭意検討を進めることとしています。

令和4年度の沖縄振興予算の概算要求については、この基本方向を踏まえ、総額2,998億円を要求するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費等の事項要求を行うこととしました。

具体的には、沖縄の子供の貧困対策や産業競争力の強化・産業人材の育成、北部地域及び離島の振興など、重点的に取り組むべき分野の予算を増額して要求しています。

また、産業の発展や県民の暮らしの向上を支える道路、港湾、空港、農林水産基盤の整備、首里城復元に向けた取組等の公共事業関係費、返還基地跡地利用のモデルケースとなる沖縄健康医療拠点の整備に係る予算、一括交付金、沖縄科学技術大学院大学に関する予算等について所要額を要求しています。

税制改正要望についても、基本方向を踏まえ、5つの地域・特区税制や離島振興を図るための税制措置の見直し・延長、酒税軽減措置の段階的廃止など計13の措置について要望しています。

沖縄が抱える様々な課題の解決に向けた沖縄の取組を支援するとともに、沖縄が、優位性と潜在力を活かし、日本経済成長の牽引役となるよう、また、県民の方々が暮らしの向上や豊かさを実感できるよう、基本方向に沿った新たな振興策の実現に向け、まずは、必要な予算の確保及び税制の改正にしっかりと取り組んでまいります。